

今日うたつ山御檢地付而、八幡宮屋布之事被仰越、先年取立候御は荒地山にて候つる條、此度の儀御見合候而、御引被成可然存候。あたこやはた道之事、是又御見合候而可然様にて可被仰付候。其外奉公人屋布之事、公儀屋布奉行衆より相渡不申所は、いづれも御打候而可然存候。恐々謹言。

七月廿二日

横 山城守長知 判

成瀬 内藏介様

加藤 宗兵衛様

堀 掃 部様

山本久左衛門様 御報

右書翰にて見れば、元和二年の頃は、諸寺院をば卯辰山の麓に移轉を命ぜらるゝに付きて、八幡の社地等更に檢地せし故なりと聞ゆ。蓋し泉野へ寺院を移されしは、元和元年なる由、泉野寺町の寺院由來書に載せたり。又卯辰の寺院は、三州志來因概覽に、慶長六年七月三日、瑞龍公花押以、七ヶ寺一紙者賜久保市山金剛寺地於卯辰山とありて、七ヶ寺は金剛寺・明王院・賢聖坊・寶泉坊等の眞言宗の寺院也。

故に一紙を以て移轉を命ぜられたるなるべし。又卯辰妙泰寺由來書に、初枯木町に寺有之處、大聖寺陣の翌年、御城下惣構堀御普請に付被召上卯辰山際へ移轉を命ぜられたるよし記載す。此の由來書にて見れば、慶長六年に惣構堀出來に付き、枯木橋邊なる寺院共を卯辰山の麓へ移されしと聞ゆ。國初以來枯木町の寺町とて、此の邊に寺院多かりしといへり。されば、慶長六年以來追々卯辰の地へ移轉を命ぜられし残りの寺院をば、元和二年の頃卯辰山の麓へ移されしものなり。尙下文に擧げたる寺院由來書どもにて考ふべし。

○卯辰山寺禪僧傳話

山本基庸の微妙公遺事別集に云ふ。卯辰山に禪寺有之、寺號を忘失す。此住持の僧遷化し、弟子坊主兩人衣類・手道具・銀子等長持に入れて、組合の寺方封印し、右兩人の弟子預り罷有處に、或夜盜人入りて兄弟子を切殺したり。弟弟子起合候へども、右の跡を見候て逃候へば、追懸けあたまを一刀切りけれども、逃延び縁の下へ隠れ、翌朝近所の寺方へ案内いたしたり。右金銀諸道具は盜取參りけり。彼手

負坊主を公事場へ呼出し、奥村因幡罷出被聞屆、山本瀬兵衛儀御横目役にて罷出。此坊主申すは、兄弟子癡候處少之間も有之處に、ばた／＼と申故起出候へば、盜人血刀をふり候故、おそろしく逃出候處に、追懸けうしろより切候旨申聞け、あたまに八・九寸許の疵負ひたり。縁の下へ隠れ罷在、其後人音もしづまり候へどもおそろしく、夜明申まで聲も立不申、夜明罷出、兄弟子を見候へば切殺され、諸道具・金銀共盜取參る由申聞けたり。此の趣を瀬兵衛小松へ罷越言上候様に因幡申すに付、罷出言上候處に、是は手負候弟子坊主め同類に候間、拷問可仕と御意候ゆゑ、右申上候通り弟弟子手負罷在、口上之段々重而申上候へば、辨口不申、罷歸因幡に可申聞。因幡は合点可仕と御意候ゆゑ、御無理成事と奉存、罷歸右御意の趣因幡へ申入、何とも合点是不參候へども、殿様の御意には奇妙成事候間、吟味仕見可申とて、明日公事場へ出し候様にとて、翌日公事場へ坊主呼出し、因幡申候は、訴人有之、其方申合兄弟子を殺し、金銀を盜取候由申出候。此上は白狀可仕。有体に申候はば、出家の事命は御免可被遊、陳じ候はゞ拷問可仕、其

上に白狀候ても死罪無遁事也と、段々申聞候へば、左候はば白狀可仕。浪人者兩人申合せ、兄弟子を殺し金銀を盜取りたり。先住の遺書に、兄弟子は後住之体に承及候故、右の兄弟子相果候はゞ、寺も取可申。左候はゞ諸道具銀子も返し不申、左なくば金銀分取に可仕由、右兩人の浪人申候故、同心仕候。疵無之候はゞ、御吟味にむづかし候はん、少疵有之可然と兩人申て切候由、一々白狀仕たり。依りて同類兩人も召捕り禁籠す。因幡も是は／＼と申候て、此段小松へ罷越可申上由申に付、則瀬兵衛罷出申上候處、被聞召則御前に被召出、みたか／＼と被仰、尻餅を御かち、六尺許御すり出、因幡は何というたと御意候故、合點是不參候へども、殿様の御意には奇妙成事候間、吟味仕見可申由申候て、翌日罷出、右申上候通りにだまし候へば、白狀仕旨申上候處、奇妙成事更々無之、手疵の見やうを合点せぬ也。一尺程疵口有之と先日申候時、聞くとその坊主め同類と合点したる也。丸きあたまを疵口八・九寸切申程、なぐりかけ切候て、鉢われ不申事は無之候。鉢にあたり候ては、死なずとも夢中に成可申候。公事場へ出候て、言語あ